

合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン

2020年7月

埼玉県合唱連盟

1. はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長・安倍内閣総理大臣、以下「対策本部」）が、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」）の「見解と提言」に基づき決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）」（以下、「基本的対処方針」）、及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長が、各都道府県知事宛に令和2年5月25日付けで提示した事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」（以下、「都道府県の対応」）に基づき、現時点で実施もしくは考慮すべき合唱活動における新型コロナウイルス感染症の拡大防止についての基本的事項を示したものです。

2. 感染拡大防止の基本的な考え方

全日本合唱連盟、埼玉県合唱連盟は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を、現時点で最優先すべきと捉えております。しかし同時に合唱活動は学校教育における授業や部活動、大学・職場・社会人等のサークル活動・音楽活動など、多様な人々が言葉と音楽を通じて交わることで、日々の様々な局面での営みに潤いや活力をもたらす文化芸術の一翼を担うものであり、同時に人々の健康資源であります。この真摯な活動を停滞させることなく、現状の課題に向き合い、将来に繋げていくことが最も重要な課題であると考えます。

そのために現時点での新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施策がどのように位置づけられ、実行されていったらよいか、その指針を本ガイドラインで提示するものです。

合唱を愛する皆様方は、感染拡大防止のため合唱活動の感染リスクを十分に理解し、そのリスクを回避するための対策を講じることが重要であると考えます。

3. 合唱活動時の新型コロナウイルス感染防止策について

合唱活動を再開するに当たっては「基本的対処方針」及び各自治体のロードマップ等の方針をふまえ、団員・指導者・伴奏者など参加者全員が意識を共有し、各人の立場を尊重しつつ活動することが重要です。

（1）利用施設

・屋内施設

- ①収容人数の概ね50%以下の人数を目安にする。
- ②室内換気のための窓の開放や機械換気が可能である。
- ③感染予防対策が充分なされている。

・屋外施設

- ①演奏行為が許可されている施設である。
- ②近隣住居等への騒音とならないよう配慮する。

(2) 練習時の対策

ア) 会場設営・搬出入・撤収

- ①所要時間と人員を十分に設定する。
- ②設営要員はマスクを着用し、咳エチケットを実践する。
- ③椅子・譜面台等の備品は設置後、消毒する。但し、ピアノを消毒する際はアルコールの使用はせず、専用のクリーナー等を使用する。
- ④設営前後・撤収後には石鹸等での手洗いかアルコール消毒をする。

イ) 練習会場入室時

- ①密集しないよう、できるだけ分散した状態で入場する。
- ②手洗い（又はアルコール消毒）・うがいをしてから入室する。
- ③楽譜・プリント等は手から手への配布を避け、回覧はしないようにする。
- ④会場内での飲食はなるべく控える。

ウ) 練習時

- ①団員間の距離は概ね前後2m、左右1mを確保し、向かい合って歌わない。
- ②飛沫拡散防止のため、マスクやフェイスシールドの着用が望ましい。
- ③体操やウォーミングアップも含め、他者との身体的接触がないようにする。
- ④むやみに自分の髪や顔を触らない。
- ⑤定期的に手洗い・うがい・消毒・換気（30分ごと）を行う。

エ) 休憩時

- ①マスクやフェイスシールドを外さず、咳エチケットを実践する。
- ②いわゆる「三密」を控え、窓と出入り口を開放して換気を行う。
- ③飲食物の共有はしない。

オ) 練習後

- ①その日の練習に参加した団員の名前を記録し、万が一感染者が出た場合の対処に役立てるようになる。
- ②退場時に密集しないよう、できるだけ分散した状態で退場する。
- ③連絡やミーティングは可能な限りオンラインで行う。
- ④会食等は控える。